

蒲郡市風しんワクチン接種費用助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、妊娠を予定し、又は希望している女性及びその夫等が日本薬局方乾燥弱毒生風しんワクチン又は乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンの予防接種（以下「予防接種」という。）に要した費用の一部を助成するため、蒲郡市風しんワクチン接種費用助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて、蒲郡市補助金等交付規則（昭和38年蒲郡市規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 助成の対象となる者（以下「対象者」という。）は、蒲郡市の住民基本台帳に記録されている者であって、予防接種の実施日において風しんの罹患歴及び風しんワクチンの接種歴（1回までは可）がなく、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、妊娠中の女性及び昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性を除く。

- (1) 風しん抗体検査（以下「抗体検査」という。）を受検した結果、抗体価が低いと判定され、かつ妊娠を予定し、又は希望している女性
- (2) 抗体検査を受検した結果、抗体価が低いと判定され、かつ婚姻関係（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）にある女性が妊娠を予定し、又は希望している男性
- (3) 抗体検査を受検した結果、抗体価が低いと判定され、かつ同居している女性が妊娠を予定し、又は希望しているもの
- (4) 妊娠を予定し、又は希望している女性又は抗体価が低いと判定された妊娠中の女性と婚姻関係（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）にある男性又は同居しているもの

(抗体検査)

第2条の2 抗体検査は、赤血球凝集抑制法（H I 法）又は酸素免疫法（E I A法）、蛍光酵素免疫法（E L F A法）、ラテックス免疫比濁法（L T I 法）、化学発光酵素免疫法（C L E I A法）、蛍光免疫測定法（F I A法）、化学発光免疫測定法（C L I A法）及びイムノクロマト法（I C A法）により行う。

(抗体検査の結果判定)

第2条の3 抗体検査の結果判定は、別表第1のとおりとする。

(助成金額等)

第3条 助成金の額は、別表第2のとおりとし、助成金の交付は、原則1人1回限りとする。

2 前項の規定にかかわらず、対象者が負担した額が、同項の規定により定められる助成金の額に満たないときは、対象者が負担した額を助成するものとする。

3 医師の問診及び診察のみで予防接種を受けなかった場合は、その費用は助成の対象としないものとする。

(交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする対象者（以下「申請者」という。）は、蒲郡市風しんワクチン接種費用助成金交付申請書兼請求書（第1号様式。以下「請求書」という。）を、予防接種を受けた年度の末日までに市長に提出しなければならない。

2 前項の請求書には、予防接種に要した費用及び抗体検査の結果を証明する書類を添えなければならない。

(助成金の交付決定及び支払)

第5条 市長は、前条第1項の申請があったときは、その内容を審査の上、助成金の交付又は不交付を決定し、蒲郡市風しんワクチン接種費用助成金交付（不交付）決定通知書（第2号様式）により速やかに申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付の決定をしたときは、当該決定を受けた申請者の指定の口座に交付すべき助成金の額を振り込むものとする。

(実績報告及び助成金額の確定)

第6条 規則第13条の規定による実績報告及び規則第14条の規定による助成金の額の確定通知については、第4条の規定による交付申請及び前条の規定による交付の決定の通知をもってなされたものとみなす。

(不正利得の返還)

第7条 市長は、偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けた者があるときは、その助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(証拠書類等の保管)

第8条 助成金の交付を受けた者は、交付申請及び交付決定に関する証拠書類を交付の決定を受けた日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(電子情報処理組織による手続の特例)

第9条 市長は、この要綱に定める手続については、蒲郡市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（平成18年蒲郡市条例第44号）及び蒲郡市情報通信技術を活用した行政の推進に関する規則（平成18年蒲郡市規則第71号）の例により、電子情報処理組織を使用して行わせることができる。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年6月25日から施行する。
- 2 この要綱の規定は、この要綱の施行日以後に予防接種を受けた者に適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年1月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の蒲郡市風しんワクチン接種費用助成金交付要綱の規定による第1号様式 of 用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年12月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年1月1日から施行する。

別表第1（第2条の3関係）

測定キット名（製造販売元）	検査方法	抗体価（単位等）
風疹ウイルスH I 試薬「生研」 （デンカ生研株式会社）	赤血球凝集抑制法 （H I 法）	1 6 倍以下 （希釈倍率）
R－H I 「生研」 （デンカ生研株式会社）	赤血球凝集抑制法 （H I 法）	1 6 倍以下 （希釈倍率）
ウイルス抗体EIA「生研」ルベラIgG （デンカ生研株式会社）	酵素免疫法 （E I A法）	8． 0 未満 （EIA 価）
エンザイグノスト B 風疹/IgG （シーメンスヘルスケア・ダイアグノステ ィクス株式会社）	酵素免疫法 （E I A法）	3 0 未満 （国際単位（IU） /ml）
バイダス アッセイキット RUB IgG （シスメックス・バイオメリュー株式会社）	蛍光酵素免疫法 （E L F A法）	4 5 未満 （国際単位（IU） /ml）
ランピア ラテックス RUBELLA （極東製薬工業株式会社）	ラテックス免疫比濁 法 （L T I 法）	3 0 未満 （国際単位（IU） /ml）
アクセス ルベラIgG （ベックマン・コールター株式会社）	化学発光酵素免疫法 （C L E I A法）	4 5 未満 （国際単位（IU） /ml）
i-アッセイCL 風疹IgG （株式会社保健科学西日本）	化学発光酵素免疫法 （C L E I A法）	1 4 未満 （抗体価）
BioPlex MMRV IgG （バイオ・ラッド ラボラトリーズ株式会 社）	蛍光免疫測定法 （F I A法）	3． 0 未満 （抗体価AI*）
BioPlex ToRC IgG （バイオ・ラッド ラボラトリーズ株式会 社）	蛍光免疫測定法 （F I A法）	3 0 未満 （国際単位（IU） /ml）

Rubella-Gアボット (アボットジャパン株式会社)	化学発光免疫測定法 (C L I A法)	2.5 未満 (国際単位 (IU) /ml)
ランピア ラテックス RUBELLA II (極東製薬工業株式会社)	ラテックス免疫比濁 法 (L T I 法)	3.5 未満 (国際単位 (IU) /ml)
バイオラインルベラIgG/IgM (アボット ダイアグノシティクス メディカル 株式会社)	イムノクロマト法 (I C A法)	陰性

* 製造企業が独自に調整した抗体価単位

別表第2 (第3条関係)

予防接種の種類 予防接種者	乾燥弱毒生麻疹風疹混合ワクチンの予防接種	日本薬局方乾燥弱毒生麻疹ワクチンの予防接種
下記以外の者	5 千円	3 千円
生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている者	予防接種に要した費用 (上限9千円)	予防接種に要した費用 (上限6千円)